

別海町議会会議録

第2号（平成25年6月20日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 1 番 木 嶋 悦 寛 議員

② 1 5 番 中 村 忠 士 議員

③ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 1 番 木 嶋 悦 寛 議員

② 1 5 番 中 村 忠 士 議員

③ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（17名）

1 番 木 嶋 悦 寛	2 番 松 壽 孝 雄
3 番 森 本 一 夫	4 番 今 西 和 雄
5 番 西 原 浩	6 番 沓 澤 昌 廣
7 番 小 林 敏 之	8 番 安 部 政 博
9 番 瀧 川 榮 子	1 0 番 山 田 信
1 2 番 松 原 政 勝	1 3 番 戸 田 博 義
1 4 番 戸 田 憲 悦	1 5 番 中 村 忠 士
1 6 番 佐 藤 初 雄	副議長 1 7 番 安 田 輝 男
議 長 1 8 番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	代表監査委員 鈴木 英 世
監 査 委 員 下川原 洋	総 務 部 長 竹 中 仁
福 祉 部 長 佐 藤 次 春	産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長 小 西 健 夫	教 育 部 長 藤 原 繁 光
監査委員事務局長 宮 部 正 好	農 委 事 務 局 長 佐々木 勉

病院事務長 佐藤 一彦
福祉部次長 佐藤 英敏
総務課長 佐藤 告
財政課長 河嶋 田鶴枝
福祉課参事 今野 健一
特養施設長 村井 勉
老健施設長 岡田 一芳

会計管理者 半田 雅代
福祉部次長 田保 圭乙
総合政策課長 浦山 吉人
福祉課長 佐藤 英敏
特養建設準備室長 田保 圭乙
デイサービスセンター施設長 中澤 庄一
学務課長 中谷 隆弘

○議会事務局出席職員

事務局 長 登藤 和哉

主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

10番 山田 信
13番 戸田 博義

12番 松原 政勝

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思いますが、議場の気温が上がってきた場合には、上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまから第3日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

10番山田議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので順次発言を許します。

まず初めに、1番木嶋議員。それでは、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

高齢者施設における介護のあり方について、近年高齢化が進む中で、養護者や養介護施設従事者等による虐待の問題が大きくなり、平成18年4月1日から高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されました。

特に養介護施設においては、一般論として介護をする側と介護される側という関係性が引き起こす虐待や不適切な介護のあり方が注視されています。

このことは虐待が一定の環境下で必ず起こりうることであり、心理学の実験として有名なアメリカ・スタンフォード大学の監獄実験で実証されているものであります。

今般、町内の障がい者支援施設で起こった事件を受け、町で運営する高齢者施設での介護のあり方について、あらためて見つめ直すことが必要であると考えます。

1番目として、高齢者施設・老健・特養を利用中に誤嚥性肺炎で入院された方は年間で何人いますか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 高齢者施設であります特別養護老人ホームと、老人保健施設で誤嚥性肺炎により入院された方の数ですが、平成24年度は老健での該当はありませんでしたが、特養では延べ人数で8人、実質6人となっています。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 平成23年度データですけれども日本人の死因の原因、この3位に脳血管性疾患を抜いて肺炎となっております。

高齢者になると当然肺炎のリスクが高まるわけで、その中でも誤嚥性肺炎というのは、私は専門家ではありませんけれども、非常に死亡リスクの高い肺炎と聞いておりますが、高

齢者の誤嚥性肺炎そのものはですね、どのような状態で起きるのかどうか、その辺を説明していただけますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 誤嚥性肺炎がどのようにして起こるかということですが、一般的には唾液や食べ物、飲み物を飲み込む過程で食べ物等が咽頭及び気管に入ること。

また、食べ物・飲み物を飲み込むことを嚥下とこう言いますが、今言ったような嚥下動作を伴わず唾液あるいは逆流してきた胃液、嘔吐物等が気管に流れ込んでしまうということ、この状態を誤嚥と言います。

気管に流れ込んだ場合でも、反射的な咳によって物質等を出すことができれば多くの場合は問題はないということになりますが、それが気管に流れ込んで、その物質を十分に出すことができないと。

あるいは咽頭、副鼻腔、歯周、口腔に常在する病原体が、さらに肺の先の方まで流れ込んで炎症を起こすという場合を誤嚥性肺炎というふうに言っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） さまざまな原因があるということだと思うのですが、そういう中に施設として危機管理の部分になってくると思うのですが、例えば食事の介助の際に、まだ食べ物は口の中にあると、だけどその人は1人で食べることはできないので、食べさせてもらっているような状況の中で次々と口の中に食べ物を入れられると、こういうことでもその誤嚥のリスクが高まるということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまの御質問にありましたように、食事の際に少量ずつ時間をかけて、先ほども言いました嚥下能力に合わせた食事をしなければ、先ほど申し上げました誤嚥性肺炎の原因となるというふうに考えておりまして、施設におきましては基礎疾患を持った、全身状態の経過されている高齢者の方々が発生しやすい誤嚥を防ぐためには、覚せいした状態で食事形態に合わせた介助が必要であるということと椅座位にして、または上半身をやや高くした体位で少量ずつ時間をかけて食事をすると、あるいは水分調整やとろみ剤を使いまして、利用者等の健康保持・増進、必要な食物を提供するということが大事だというふうに認識しております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほど危機管理という話をさせていただきましたけど、誤嚥というのは、あくまでも一つの事柄だと思うのです。

それ以外に転倒ですとか誤飲ですとか誤食、体調の急変など、いろいろなことがあると思うのですが、管理者というかですね、現場とその管理者と同じそのリスクに対する認識を持っているかどうかということをお伺いしたのですけども。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまの質問は、現場と管理者が同じ認識を持っているかということによろしいでしょうか。

○1番（木嶋悦寛君） いいでしょうか。

要するに現場がありますよね、各施設がありますね。それと例えば福祉部全体のことで、全体というかそういうことです。

○福祉部長（佐藤次春君） 介護福祉施設におきましては、施設長が現場の責任者であり

ます。

ですから特別養護老人ホームでありますと、特別養護老人ホームの施設長、町の職員ですけれども、あるいは老健でありますと医師が施設長でありますので、その施設長の認識のもと職員は徹底した対応しているということになりますが、今質問のありました誤嚥性肺炎に限らず、現場では医療行為も伴いますので、それらと福祉部あるいは私を含めて、現場にいない職員が共通の認識を持っているかといいますと、細部にわたっては、なかなか承知してない部分があるかと思いますが、基本的には施設の長の責任において対応しているということでございまして、当然、必要な報告であったり、福祉部、私のところを初めとして、その確認は随時行っているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 2番目になりますけども、これまでに虐待等で通報に至ったケース、あるいは通報に至らないまでも、重大なケースとして処理された事案はありますか。その件数と内容をお知らせください。

また、どのように対処、再発防止に取り組まれたかも併せてお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 過去5年間に特別養護老人ホームと老人保健施設において、虐待等として処理した事案はありませんが、特別養護老人ホームで通報により虐待に関連するケースととらえて、必要な対応をとったものが2件あります。

まず1件は、平成20年9月に施設内で手に裂傷を負った入所者の御家族から、けがの内容や経緯についての問い合わせがあったもので、この件については御家族のお宅を訪問し、事実関係の説明とその入所者に対する今後の介助方法等の説明をさせていただき、御理解を得たというものであります。

もう1件は本年2月に匿名の電話により、根室振興局に直接通報がありました。

内容は、直接は見えていないが職員が入所者に対し暴言を発している、施設及び施設長の考えや職員指導について、再度、電話するので回答してほしいとの内容であります。

根室振興局から町に対し通報内容の報告があり、即日、町の担当課から施設に調査及び報告の指示をし、特養では全職員の聞き取りを含む事実確認を行いました。虐待の事実認められませんでした。

ただ、職員同士による処遇をめぐる口論を利用者のいる場所で行うなど、不適切な行為が確認されたものであります。

このことについては、通報が匿名であり回答先が不明なことから根室振興局に町としての調査結果を報告していますが、その後根室振興局にも町にも電話や問い合わせ等ありませんでした。

特養では聞き取り調査等の終了後、全職員に対し通報内容を周知するとともに、施設内での言動や介護方法などの再確認と改善項目等について、対応の徹底を図っています。

また、虐待に関する研修は、年に1名以上の職員を施設外の研修会に参加させるとともに、その報告会を施設で実施し、研修内容を職員全体のものとして虐待防止の徹底に努めているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい。

そういうことがあったということなのですが、ささいなことが本人は気がつかなくても、自分がやっていることが虐待に等しいことをやっているというケースも中にはあるの

ですね、先ほどあったみたいに、言葉遣いがちょっと誤った言葉遣いをしてしまうとか、心ない言葉を浴びせてしまうとか、利用者の前で舌打ちをするだとか。

あとは利用者のそぶりに気づかないふりをしたりだとか、呼ばれても聞こえない人ふりをするとか、時間がないから行動を急がせたりだとか、先ほどの食事の際に無理に食べさせたりだとか、これも立派な虐待に当たると思うのですね。

このあたりの認識が細かいことになりますけど、常に確認していくことが必要なのかなというふうに考えます。

次ですね。高齢者虐待防止法では、成年後見制度の利用促進についての条文がありますが、このことについて本町ではどのように取り組まれていますか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 別海町における成年後見制度の利用促進につきましては、地域包括支援センターにおいて権利擁護業務の中で、高齢者の生活維持を図るため、必要な啓発活動に取り組んでいます。

平成20年度に成年後見制度利用支援事業要綱及び成年後見制度における町長申立に係る要綱を制定し、成年後見制度が広く利用されるよう環境を整えております。

また、広報誌での制度の周知や関係職種による研修会や町民を対象とした講演会を開催するなど、成年後見制度を理解していただく機会の提供に努めているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 非常に努力されていることはよくわかるのですが、ただやっぱり一つは成年後見という言葉自体もそうなのですが、非常にわかりづらい、理解しづらいという部分があるのですね。

ですから、これからもう少しその工夫をして広めていく、特にやっぱり権利要望の部分では重要なことだと思いますが、その辺はどんなお考えでおられるか、お聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいま木嶋議員のおっしゃられたとおり、なかなか、なじみがたいと言いますか、成年後見制度も町民の皆さんを対象とした講演会も昨年開催しましたが、なかなか参加者もそれほど、たくさんの方ではなかったということもあります。

今、平成20年にこの町におきましても要綱をつくりましたが、その後22年、23年、24年と3年間、関係職員による学習会ですとか研修会、さらには先ほど申し上げました町民の皆さんを対象にした講演会と実施しておりますけれども、もう少し工夫をしながら啓発活動をしていく必要があるなというふうに考えておりますので、いろいろな機会を活用しまして包括支援センターを軸に、例えば老人クラブの会合を利用させてもらうとか、いろいろな機会をとらえて、さらに啓発、そして普及活動に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） よろしくお願ひしたいと思います。

4番目ですが、高齢者の福祉サービスは、利用する側に常に弱者意識があります。逆に提供側はサービスを提供しているという優位性から、管理的な意識が強く働くようになります。これは心理学的に必ず起こりうる現象であることは冒頭に申し上げました。

こうしたことを前提に、あらためて高齢者施設での介護の在り方について、いかに充実させていくか、その考え方をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、養介護施設従事者によります高齢者の虐待については、高齢者の人権を厳格に擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命を持つべき施設におきまして、当然ながら、あってはならないことととらえています。

高齢者施設での介護のあり方等ですが、特養は老人福祉法、介護保険法の理念を堅持する施設でありまして、基本理念の第一に人生の先輩として、誠実な対応に心がけることをかかげて日々努力をしているところであります。

施設外の研修会、研究発表会に職員を参加させ、研修内容を報告会で発表し、全職員に共有化を図っております。今後とも施設利用者が安心、安全を感じていただけるように心がけながら、施設運営に当たって行くこととしています。

老健は、包括的ケアサービス施設・リハビリテーション施設・在宅復帰施設・在宅生活支援施設・地域に根ざした施設として、基本的には家庭復帰を目指しまして、利用者の特性にふさわしいケアサービスを実践する施設でございます。

計画的な施設内外での研修等によりまして、ケア技術の向上を図りながら、共通認識のもと各職員間や職種間の意思疎通を図り、施設全体の職員の資質の向上とサービスの充実に努めていくこととしております。

また、町の対応としては、高齢者の福祉サービスに対する苦情相談窓口を設置し、利用者等からの相談を受け、権利侵害などの予防に向けた対応に取り組んでおります。

各施設については、サービスの契約の際に相談窓口の周知について、さらに徹底してもらうなど、利用者等が相談しやすい環境を整備するとともに、相談に対しては早急に施設に通知し、改善に向けた対応に努めることが必要と考えております。

また、利用者等の日常的な疑問や不満、不安の解消を図り、苦情に至る事態を未然に防止することも重要となります。

このことから、利用者等の立場に立ったサービスの質的な向上を図るためにも、必要に応じて第三者が介護サービスの提供の場を訪ね相談に応じる介護相談員派遣事業の実施について、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 利用者に対するサービスの向上ですとか、そういうものはどんどん進んでいくことが大事だと思います。

しかしながら、現場スタッフのケアというのも、僕は非常に大事じゃないかなというふうに考えております。

常にやっぱり強い大きなストレス中で仕事をされていることと思います。

そういう中でメンタルな部分、要するにそういう面談をしたりだとか、カウンセリングをしたりだとかという機会が実際あるのかどうか、年間通してどのくらいの頻度でそういう職員に対する面談など行っているのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 施設におきまして、直接的にそのような機会と言いますか、定期的な機会を設定しての聞き取り等は行っていないというのが実態でございますけれども、施設長を中心に何かそういうことがあれば常に相談できるという体制は整えているということでございます。

あと、保健センターにおきまして、平成25年度から心の相談というのを試行的に開始しております。

これは指定した日時になりますけれども、町民の皆さんに活用していただくということで、ことしから始めておりますけれども、職員におきましても病院を受診するというようなところまでいかない段階に、そういう心の相談等についても利用していただければというようなことで周知をしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほど虐待のケースの中で話のあった、処遇の面で何か口論をその現場の中でしていたという話がありました。

だから例えば、先ほどストレスという話をしましたけど、いろいろな場面で例えば疑問に思ったりだとか悩んだりだとかということがあろうと思うのですね。

特にやっぱり施設長、あとはグループの長たる人たちというのはスーパーバイザーとして、働く人たちのケアをやっぱりしていかなければいけないだろうなというふうに思うのです。ですから、これぜひ定期的な面談ですとか、たぶん年1回では足りないのではないかと思います、実施していくような方向で考えてみてはどうかというふうには思います。

現場内の人間関係ですとか、そういうものも非常に利用者へのサービスに繋がっていくことでもあると思いますので、働きやすい環境をつくっていく、気持ちよく働ける環境をつくっていくということが大切ではないかと思います。

来年度、特養の経営移譲が行われます。移譲先で良質な介護を提供すべく努力はするものとは思われますけど、今この現状のサービスを当然受け継いでいく部分もあると思うのです。

ですから、きょうできないことは、あしたになってもできないわけです。急にはできないわけです。そうしたことの意味でも、今やっぱり最高のサービスをつくっていく、この現時点で最高サービスをつくっていったら、それをうまく引き継いでいくという形が僕はベストだと思います。

ぜひ、そのあたり考えていただいて利用者・介護者、それから、これは人と人との関係ですから、そういうものをきちんと根本的なところをとらえていけるような、体制をつくってほしいなというふうに考えます。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

それでは、次に、15番中村忠士議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） まず第1点目の質問であります、教育委員会の基本姿勢についてということであります。

前回、3月議会では緊急性のある問題で質問をさせていただきましたが、今回は、教育委員会の基本的姿勢について質問します。

まず1点目として、教育長は、こどもの権利条約並びに国連・子どもの権利委員会が日本政府に勧告している内容について、どのような認識をお持ちかお聞きします。

条約の趣旨、勧告に基づいた教育行政をどのように進めようとしているのかを含め、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） こどもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障する

ために定められた条約で、1989年第44回国連総会で採択され、日本は1994年に批准しました。

その内容は前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するため必要となる、具体的な事項を規定しております。

条約では条約が効力を生ずる時から2年以内に、その後は5年ごとに、この条約において認められた権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受について、もたらされた進歩に関する報告を児童の権利に関する委員会に提出することが義務付けられております。委員会はその報告等により提案及び勧告を行うことができるとされ、このことが子どもの権利委員会の勧告といわれているものであります。

日本は過去3度報告を行い、勧告を受けておりますが、最新の勧告は平成22年6月20日に出されており、その項目は序論を含め90項目に及んでおります。

その内容ですが、肯定的なものが7項目あり、主なものとしては平成16年、平成20年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が評価されております。一方の勧告ですが、55項目にわたる懸念事項をあげた上で要請と勧告が出されており、特に次の3点で強く勧告するという表現が使われております。

1点目は、児童の権利に関する包括的な法律の制定を検討すること。2点目は、義務を果たすための予算を確保すること。3点目は、体罰の禁止を明確にすることとなっております。このほかにも多岐にわたって勧告されておりますが、これまで国においても勧告を真摯に受け止め、子どもの権利条約の理念の実現に向けて、法改正や制度改正が順次行われていると理解しております。町教育委員会といたしましても改善できるところから順次、積極的に解決をしていく努力をしてまいりたいと考えている次第であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） はい。

基本的な押さえについては、今述べられたとおりであります。

特に私、今回この第3回目の勧告として述べられている事項、第24番目の文書に子供及び親に本条約に関する情報を普及することとあります。そして、子供とともに子供のために働くすべての者のための子供の権利を含む、人権に関する体系的で継続的な研修プログラムを開発することを、締約国政府に要求するとなっております。

ぜひ教育委員会として、まずは教育委員会自身が、この権利条約についての、あるいは勧告について理解を深めるということが大事であろうかなというふうに思うのですが、教育委員会の中で、これは研修したり論議したりしたという経緯はございますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 質問にお答えしたいと思います。

勧告の部分につきまして、当然、国レベルとユネスコの部分の批准の中でやっている部分はあるのですけれども、いろいろな制度改正を進める中では当然、自治体の方にも下りてくるものがあります。

それを受けて教育委員会としても、条約や勧告等を含めての取り組みは積極的に行っている状況です。

今その条文一つ一つを全部噛み砕いて、教育委員の中で議論したかということになると、なかなかそこまではいっていないのが現実であります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 教育長にぜひお願いなのですが、非常に重要な文書でありますし、今後の日本の教育、そして別海の教育を発展させていく上で非常に重要な事項でありますので、ぜひ、この権利条約並びに、それに関する権利委員会の勧告を教育委員会の中で研修あるいは論議を深めていただきたいというふうに思います。

2番目の質問ですけども、教育長は、1966年のユネスコ教員の地位に関する勧告について、どのような認識をお持ちかお聞きします。

勧告の趣旨に基づいた教育行政をどのように進めようとしているかを含め、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えしたいと思います。

教員の地位に関する勧告については、昭和41年10月5日ユネスコにおける特別政府間会議で採択されました。

この勧告は、教育を受ける権利が基本的人権であることにかんがみ、すべての者に適切な教育を与えることを国の責任としており、その教育の発展には教員の貢献が重要であるとの見地から教員がその役割にふさわしい地位を享受することを目的とした勧告であります。

当時の諸外国における教育の制度及び組織を決定づける法令並びに慣習には相違があり、教職員に適用される措置にも相違がありました。教員の地位に関して、すべての国で類似の問題が生じており、共通の基準及び適正な措置の必要性が指摘されておりましたことから、教員に特に関係のある問題に関する諸規定の基準を補足するとともに、教員不足の問題解決にも寄与することを期待し、勧告が採択されました。

日本における教員の地位については、この勧告から現在までの間、国、地方公共団体及び教員自身によって、勧告の内容に近づける努力がなされてきていると認識しております。

教育の最前線をつかさどり、教育の発展における教員の本質的な役割並びにその貢献が重要なことは言うまでもありません。

そのためにも教員の地位の向上安定をめざした勧告の趣旨を尊重し、今後も教員と協調しながら別海町の教育の発展に努めてまいり所存であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この勧告自体は、日本語に翻訳してペーパーで2ページあるいは3ページ、申しわけありません。私が要約したのが2ページから3ページなので、もうちょっとありますけども、それほど長い文書じゃありませんので、ぜひ、これも教育委員会で率先して研修あるいは理解を深める措置を講じていただきたいと、こういうふうに思うわけですが、それに関して教育委員会では、この勧告を研修したり、あるいは論議したりするというようなことは今までありましたでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 私も着任してまだ4カ月目ということで、正直、新米教育長として目下、猛勉強中です。

今、前任の教育部長に確認したら、全体では、なかなかそういうところまでは行ってないということでございましたので、1番大事なところ、やっぱり子供の権利、それから教員のやっぱり働きやすい環境づくりというのが絶対大事だと思いますので、そういったところを勧告されている内容については、教育委員会としても十分研究をして、教育行政の

ほうに十分反映していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） はい、よろしくお願いします。

3番目ですけれども、教育委員会のあり方が全国、各方面で論議されているところです。教育委員会が行政から独立した機関であること、そして町民に身近な存在であることの二つが重要であると考えますが、この点について教育長はどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 安倍政権の教育提言を行う諮問機関である教育再生実行会議が本年4月15日に教育委員会改革の提言を提出し、4月25日文部科学大臣が中央教育審議会に今後の地方教育行政のあり方について諮問したことは、私も承知しております。

内容について触れませんが、今後の審議を注視してまいりたいと考えております。

御質問にありました教育委員会が行政から独立した機関であること、そして町民に身近な存在であることの二つが重要であるとの御指摘ですが、今回の提言におきましても教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保や地域住民の意向の反映がうたわれておりますので、その方向で審議されるものと推察しておりますし、またそうあるべきと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 指摘させていただいた点については、もう既に、これはもう教育委員会あるいは教育長も十分に念頭に置いて、今後の教育行政が行われるものと期待をしていますけれども、その一つとして会議録の公開というものが行われました。非常に重要な第一歩だと思いますが、ぜひこれに甘んじないで町民の身近な教育委員会、こういうものの存在としてなるように、ぜひお願いをしたいと思います。

2番目の質問に入らせていただきます。

2番目ですが、柏の実学園職員が入所者にけがを負わせた問題についてであります。

4月25日に新聞で柏の実学園職員が入所者に対し、歯を折るけがを負わせていた疑いがあり、掘込学園長が職員がたたいたのは事実と語ったという報道がありました。

その後、町長は議会に対し一定の経過説明をしております。最近では、6月14日の議会全員協議会での説明がありました。この6月14日の説明を私なりにまとめてみると、こういうことになろうかと思えます。

この間、11件の虐待に関する通報があった。

町としての調査の中で、そのうちの3件について虐待があったと認めたと。6件については、虐待の事実は認められなかった。残りの2件について、現在分析中であるということであったかと思えます。

大変重要な問題であることから、4点について質問をさせていただきます。

その一つですが、先ほど私が申し上げた数字に間違いはないかということとともに、そもそも、このような事件を起こした原因・背景がどういうところにあったのかということに関し、町の認識をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、いわゆる虐待ということがあったということについては、その数字につい

ては間違いございません。

開設から今日まで、柏の実学園の運営に当たって、関係者の方々にはいろいろと御苦勞があったことと思っております。特に、現場の職員の皆さんの仕事につきましては、大変ハードであるということも御理解いただけたと思いますし、なかなかそのことを言葉で言い表すことも難しいのかなと、そんな思いもいたしております。そういう中で今回の件につきましても、そのような現場の実態ですね、そのこともよく理解をしていく。このこともまた大事なことでないかとそのように考えております。

その上で今回の事件の事実確認に当たり、町職員が学園に入り、書類の調査や学園長初め学園職員の皆さんから話を聞き取りした結果の報告から、何点かについて感ずるところがあるわけであります。

まず、昨年10月に障害者虐待防止法が施行され、あらためて施設全体で支援のあり方等について、適切に対応することを確認していたにも関わらず、残念ながら一部の職員に認識の甘さがあったのではないかとということです。

また、ケース会議など定期的な会議は行われていますが、職員同士による建設的で真摯な話し合いの場が少し不足していたのではないかと、また利用者の生活を支援する上で重要な生活支援技術について、外部指導者による研修機会が必ずしも十分であったとは言えなかったのではないかと感じているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長おっしゃられるように大変ハードなそういう現場で、本当に苦勞されている職員の方の思いというものを、私たちもしっかり感じなければいけないだろうというふうに思っていますが、そこで今、お話あった虐待の事実の数字には間違いはないということでありましたので、重ねてお伺いしますけれども、虐待があったと認められるその事案3件ですけれど、その発生をした時というのはわかりますでしょうか。

わかったらお知らせ願いたいと思います。どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 町のほうで確認しました3件の事案でございますけれども、発生した日につきましては、1件につきましては新聞報道にあった件ですが、25年2月17日ということでございます。

それから、もう1件、町が最初の調査等で確認しましたのが、平成24年2月11日頃ということでございます。

それともう1件ですが、平成20年4月27日ということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 既にもう平成20年の4月に起こっていることが、今わかるということ自体にも、どうしてそういうことになるかという分析がしっかり行わなければならないと思います。

そのことについては、既に承知はされていると思いますが、しっかりした調査をしていただきたいと思います。

2番目ですが、町はこの問題に関し、どのように情報公開をおこない、町民に対しどのように説明責任をはたしていこうとされているか考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 障害者虐待防止法では、通報された案件の事実確認や訪問調査を

市町村が行い、その結果を都道府県に報告し、指導監督機関である都道府県は関係法律の規定による権限を適切に行使することになっております。

また、都道府県知事は、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況や取った措置等について、公表することにもなっております。

町といたしましては、それらの対応状況などを的確に把握し、この件に関する経緯と、柏の実学園が行った検証の結果や改善策、今後の方針等について、適切な時期に議会に報告するとともに、町民の皆さんへの説明についても、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 3番目の質問ですけれども、第三者機関による徹底した調査を実施し、結果について町民にしっかり公開し説明する必要があると思いますが、どうでしょうかということです。町民にしっかり公開し、説明するというのは、今町長から言明されましたので、その第三者機関による徹底した調査ということに関して、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 柏の実会は、第三者の委員3名を含む虐待防止委員会と、第三者の委員2名を含む事故防止委員会を設置しております。

すでに、第1回目の虐待防止委員会と事故防止委員会を開催し、事故の内容確認、ケース事例検討、施設体質改善に向けた具体的な取り組みなどについて検討されているところであります。

その中でチェックシートによる調査を実施し、全職員による考察を行い、派遣を要請している北海道知的障がい福祉協会からの外部委員を含めた事故の検証、改善案等を早急にまとめる。

さらには、利用者や保護者への意見聴取と説明を早期に行うとしています。

また、外部講師を招き人権擁護に関する職員研修会を行っており、今後も継続的に実施していくとの報告も受けております。

このように、柏の実会がみずからの判断で、第三者を交えた事故の検証や再発防止に向けた取り組みをしておりますが、体質改善等は、みずから努力し、汗をかき、職員が一致団結して得られるものだと思います。

町としては再発防止策の実施状況など柏の実会の対応を見守り、その内容を把握しながら、先ほどの答弁のとおり議会への報告等については適切な対応に努めてまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 柏の実会の中に虐待防止委員会並びに事故防止委員会を第三者含めて、設置をしたというお話でした。

ぜひ、この論議の結果がまとまり、そして体質改善も含めてということでありましたから、そういう方向に進んでいくことを期待したいと思います。

4番目ですけれども、第三者機関による徹底した調査を行い、問題の解明と解決の方策が明確にされるまで、柏の実会への特別養護老人ホームの経営移譲は一時凍結すべきと私は考えるのですが、町当局の考えをお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 柏の実会は、問題の解明とその解決策を見出すため、第三者を含めた虐待防止委員会を設置するなど再発防止に向けた取り組みを既に進めております。さ

らに役員研修・職員研修を行うなど、みずからが努力していることは先ほど述べたとおりです。

柏の実会からは、法令遵守を第一と考え、法人の体質・職場環境の改善を図るため、役職員が一丸となり、全力で取り組んでいる最中と報告を受けております。

このようなことから、町としては経営移譲を一時凍結するということではなく、改善策がどのように柏の実会の適正運営に効果をあらわすか、きちんと見据えながら、経営移譲に向けて当初の予定どおり双方協力し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私が申し上げたいことは、柏の実学園のそういうことがあり、町民には非常に大きな不安があると、直接的・間接的にですね。その柏の実学園の母体である柏の実会が、そのまま老人ホームの経営ということに参加をするということに対する不安というものが現実的あります。それはね。

だから、そういう不安を解消していくという努力を町もしなければ、スムーズな行政運営なり、あるいは今後の本当に協働のまちづくりということを目指してやっていく町のあり方に、影を落としていくのではないかということ懸念するわけであります。

そういう意味でしっかりしたですね、町のそういう不安を払拭する努力というものをしたいいただきたいということなのですが、改めて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども答弁の中で申し上げたとおりですね、まず柏の実会がそれぞれ今鋭意努力をして、そういう皆さんの心配を払拭する、そして、そのためには、しっかり改善策を実行していく、そういう思いでしっかりやられているのだらうと思います。

町として、今後そういう面では、柏の実会からのいろいろな要請があれば、経営改善に対する支援でありますとか、また運営上の支援、それができることについては町もしっかり支援をしながら改善、また運営方法をしっかり適切に、皆さんのそういう御懸念を払拭していくことについて、町もしっかり柏の実会を支援していきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 先ほど木嶋議員の一般質問にもありましたけれども、高齢者に対する虐待防止、それから児童に対する虐待防止、そして、この障がいを持った方々に対する虐待防止ということに対して法律はできたということですが、それを実施していく上に当たっても、私たち自身も心して取り組んでいかなければいけないということを感じているわけですけど、やはり、町の行政の中に遅れをとった部分があるのではないかというふうに、率直に感じております。

それは私たちの反省でもありますけれども、ぜひ遅れをとらないように、法律の後から後からついていくということではなくて、少し言葉きつくなりますけどね。後からっていうことじゃなくて、できることは率先して、ぜひやっていっていただきたいというふうに願っております。

三つ目の質問に入ります。

議事録システムの効果的な活用のためにということであります。

町議会議事録、農業委員会総会議事録に続いて、先ほども申し上げましたが、教育委員会は議事録の公開が決まったというか、もう実際に行われています。

自治基本条例、協働のまちづくりの精神からいって、極めて重要な前進だと考えております。関係職員の方々に本当の御苦勞に対して、心から御礼を申し上げたいと思います。

こうした情報公開を継続し、さらに前進させていくためには、議事録システムの効果的な活用を進めていかなければならないと考えます。

とりわけ短時間で公開する。それから職員の労働が過重にならないということが大事かと思ひます。今後さらに情報公開を進めていくために、各種諮問委員会だとか町民会議だとか、さまざまな会議でありますけれども、その議事録の公開なども必要になってくるだろうと思ひます。

こうした方向に歩みを進めていくための方策を、町としてはどのように考えているか、お伺ひいたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議事録システムの効果的な活用ということでございますけれども、町では昨年9月から議事録作成支援システムを導入し、議場、議会委員会室の一部及び1階大会議室に録音機器を設置し、これまで関係部署の職員が各々で行っていた、テープ起こし作業の負担の軽減を図るための環境を整えてまいりました。

現在、議員おっしゃいましたとおり議会事務局、教育委員会及び農業委員会で、委員会や総会の記録に活用しているところです。

当該システムについては、各部署で行っている様々な会議にも対応可能となるよう、運用面での機能性を今後さらに高めていくこととしております。

また、町民会議等の議事録公開ということでございますが、町ではこれまでも、まちづくり懇談会を初めとして、総合計画策定や自治基本条例制定に係る町民会議及び策定委員会の会議録、最近では、協働基本指針策定時の検討委員会会議録など、町民の方々が策定等にかかわった会議録につきましては、可能な限り広報誌やホームページ等で公開してきております。

しかしながら、議員御指摘のように、各種諮問委員会等の会議録につきましては、個人情報等非公開情報も含まれているものが多いということもありまして、すべてを公開しているものではありません。これらの会議録は個人情報保護などの観点から、システム利用ですべての解決ができないため、これから先も慎重な取り扱いをしていく必要があるというふうに考えております。

今後は、先に議員各位にもお示しした別海町協働基本指針に基づき、情報の共有を進める中で、行政のすべての部局において共通した認識のもと、積極的な情報公開について検討していくことといたします。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ありがとうございます。

ぜひ着実に進んできていますので、この歩みをとめることなく、さらにまた前進していくようにしていただきたいと思うのですが、そうすると、どんどん労働の量がふえてくるという矛盾に、やっぱり突き当たるのではないかなというふうに思うのです。

職員の方本当に大変になってくるということになれば、それはそれで支障を来すかなというふうに思うので、ここで一つの提案というか、つたない提案ですけれども、そういうその短時間で公開する職員の労働過重にならないという条件をクリアするためにも、その多岐にわたる議事録の作成・公開の事業を、地域の雇用創出に結びつけられないかという

ことを御提案したいと思うのです。

これは、ぜひ検討していただきたいというふうに思うのですが、その点での、もし御見解ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

地域の雇用創出等と結びつけながらということでございますけれども、現在議事録システムも導入したばかりということもございまして、専用機器を設置いたしました会場においては、おおむね今7割程度の翻訳率というところまで来ておりますが、今後使いこなしていくことで、まだ、その精度が高まっていくというものというふうに考えております。

そうなった段階で、これまでそれに費やした経費、それとこのシステム導入による効果、またそれらを利用して今議員がおっしゃいましたように、外部に対して、それらを委託していく方法の効果など検証していく必要もあると思いますので、一つの御提案として、お伺いいたしましたので、今後それらを含めて検討もさせていただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

米海兵隊移転訓練のブリーフィングについてです。

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施がことしで16順目を向かえ、矢臼別演習場においては、13回目の訓練が行われています。

その中で重大な事故も起こりました。

そこで、次の点についてお聞きします。

一つ目として、今回の訓練実施に当たって、前回まで行われていたブリーフィングの案内がありませんでした。前回是一般住民も参加しブリーフィングが行われています。このことは、訓練情報を一般住民、報道機関、自治体などが共有できる大切な時間だと考えます。

今回、北海道防衛局からブリーフィングの実施に対してどのような説明があったかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 本年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に係るブリーフィングの実施に対し、北海道防衛局からは前回までブリーフィングとして行われていた訓練に係る事前説明及び質疑応答を訓練公開の質疑応答時に時間を設け、あわせて実施するという説明を受けていたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 確かに訓練公開時には質問も受けられました。

しかし、その中で米海兵隊は、なし崩し的に説明・報告などをなくしていこうとする姿勢があるのではないかと感じています。

訓練公開のブリーフィングに対しての質問では、矢臼別ではもう12回も訓練していて、今回で計13回になる。住民から十分な理解が得られていて、訓練内容は同じである。訓練に集中したい、もうしなくてもいいだろうという感じ。もうしなくていいだろうというふうには言いませんでしたけれども、そういう印象を受けました。

訓練は同じでも天候、気温、隊員の体調、砲弾発射までの操作手順、正確性など、さまざまな要因の中で訓練が行われます。土地により変化もあると考えます。

訓練の内容が同じだからということで、もういいだろうでは済まされないと感じますが、どのように思われているのでしょうか。お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 訓練公開時での説明の内容には、今議員がおっしゃったような内容の説明が含まれていたというふうに聞いておりますけれども、町といたしましては、今回いろいろ申し上げておりますように、過去の回数ですとか、そういったことなく、適切な情報の公表を行っていくようにということで、再三の申し入れをしておりますので、今後もそうあるべきであるというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） はい。

ぜひ、そのように適切な情報公開がされるようにということでお願いしたいと思うのですが、道と地元4町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡協議会が行う、北海道防衛局に対する要望は、重要な意味を持つと考えています。

地元で訓練内容の説明を行うことは、要望として出されているのかどうかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 矢臼別演習場関係機関連絡会議が、北海道防衛局に対して行う要請に際しては、住民の不安や懸念を解消するためには、訓練内容の事前説明や訓練の公開などを行うとともに、住民生活に関連する詳細な訓練情報等を早期に通知することとする内容で、訓練のたびに要請をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この住民生活に関連する詳細な情報を早期に通知することということが、要望の中に出されているということなのですけれども、この自治体としても、いら立ちを覚えたということが報道機関の中からも流されているとおり、情報が自治体に流されるのが、大変遅いのではないかと感じています。

一刻も早く、この情報を流してくれるように要望していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 私どももそのとおり考えておりまして、なるべく情報、特に安全に関する情報というのは大変重要でございますので、早期に報告をいただくということは極めて大事だと思っておりますので、今後ともしっかりとその辺は要望・要請してまいりた

いと、そのように考えおります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回のことでもありますように、地元自治体や北海道が北海道防衛局に要望を出しても、なかなか要望が聞き入れられない現状があると痛感しました。

要望を続けることが住民の声が届くということで、今後も要望を出し続けていくということですので、ぜひ、そのことについて力を入れていただきたいと思います。

それで、ここのところでは野火に、この連絡会議が北海道防衛局に要望された中で、野火の発生の可能性があるなら、事前に安全対策を実施することということについて、そのことについても要望として出されたと思うのですけれども、このことについて、要望としての回答というようなものはあったかどうか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今回、5月30日に連絡会議で北海道防衛局に要請をいたしました。

その際、野火についてもですね、含めて、野火も含めてですね、安全対策をしっかりとるようにということを、要請書の中で、要請をしてきております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この今回の訓練は、もう既に始まっていまして、前回、前々回では野火が発生したということで、十分厳重に注意するようということで要望されていることなのですけれども、今回の事故は、さらに重大なことが起こっています。

訓練には報告とともに質問を受け、回答する時間が必要だと、この今回の事故を受けて、さらに重要に考えています。

この質問は事故が起こる以前に質問書を出したもので、ちょっと論点がずれている部分があると思うのですけれども、訓練終了後にブリーフィングの時間を設定するよう、今回事件が起こったということもありますので、町として要望していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、先ほども部長のほうで答弁いたしましたとおり、この住民の不安、また懸念を解消するために、訓練内容の事前説明や訓練の公開などを行うとともに、住民生活に関連する詳細な訓練情報を早期に通知をしていただきたいと思います。

それとともに、このブリーフィングについても、そういう意味で大変我々も重要と考えておりますので、その中で丁寧な説明もまた行うべきであろうことを思っておりますし、今後ともしっかりとその辺は要請をしていきたいと思っております。

ただいま、訓練終了後のブリーフィングについてというお話でございましたが、このブリーフィングなど訓練情報の提供につきましては、訓練が行われている都度、実施や公開を求めておりますが、今回は訓練公開とブリーフィングの一部を同時に行うという、昨年に比べて後退したという課題を残したと思っております。

情報の提供のあり方につきましては、これまでもことあるごとに要請を重ねておりますが、今後においても訓練に伴うさまざまな情報の提供の場を、国の責任において対応することについて、引き続き矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じて行ってまいりたいとこのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今町長がおっしゃいましたように、訓練公開とブリーフィングが同時に行われたということで、内容的に後退したというふうにして言われました。

以前、昨年、一昨年と野火が発生したときに、海兵隊からの説明は自衛隊のいい訓練になったのではないかと発言がありました。その言葉には、野火への反省は全く見られません。言いかえれば、訓練にはアクシデントがついて回る危険なものだということを証明した言葉ではないかと、今改めて考えています。

今回の事故は町道から50メートル、国道から700メートルの距離に着弾しました。国有地とはいえ、採草される牧草地です。町道では、りゅう弾砲の破片を金属探知機で調べる自衛隊の姿を確認しています。人的被害がなかったとはいえ、日常の安全・安心がさらに脅かされました。ピンポイントで着弾のリスクがあることを公開訓練の時には、担当責任者が質問で答えていた矢先の事故です。

町長は危機感を持ち上京し、防衛省に要望されました。この交渉では御苦労があったと思いますけれども、これだけ海兵隊ではピンポイントで、間違いなく打つことができるんだと言っている中で、こういう事故が起こったということで、抗議されたときに防衛省のほうから、町長たち、抗議していた人たちに対してのコメントというものはどのようなものであったか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、この今回の事故、事案については、まさにあってはならない事故だと思っております。当然、地域住民の皆さんの安全上ですね、極めて重大な事案である。そのように受けとめて、今日まで行動してまいったところであります。

その原因の報告について、それから再発防止策の報告について、いわゆる現地の最高指揮官である中佐がお見えになって、その際報告がされたところですが、いわゆる砲操作時における人為的なミスが原因だということが特定されたということでもあります。

そして、その詳しい話をさせていただくと、要するに標定点移行時における照準手のパノラマ眼鏡の操作の誤り、二つ目が標定点移行時における砲班長によるパノラマ眼鏡の点検が不十分である。その2点が原因であるということでございました。

そういうことで原因については、そういう中佐並びに防衛局のほうから報告はされております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） これまでブリーフィングにずっと参加してきました。

けれども、ほとんど一方的な説明に多くの時間が割かれてきました。自治体関係者、報道、一般の人が質問するというのは本当にわずかの時間で、聞きたいことも聞けないままです。

このブリーフィングというのは、元来は軍隊用語で状況報告ということなのですが、自治体や一般住民が参加するというときには、内容を聞きたいということが大きな位置を占めていると思います。参加者は訓練に対して聞けない時間設定になっているということで、今後時間にゆとりの改善が必要だと考えます。

町長としては、ブリーフィングのことについても今後要望していくということです。今回のこの訓練がこういう大きな事故があったあとですので、何事もなかったときの訓練とは、また全く違う状況にあると思います。

ぜひ再度ブリーフィングを開いてほしいということを要望させていただくということと、

その時間的なゆとりの改善ということもあわせて要望していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

当然そのように我々も思っておりますので、やっぱりしっかりと説明をして、それぞれ地域住民の皆さんの不安を取りのぞいていく、そして安全にその過程で再発について、さらなる安全対策のためのあらゆることをやっていただける、やっぱりそういうことですね、しっかりそういうブリーフィングについても、丁寧に説明をする。そういうことをしっかり要請していきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） はい。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

ヘリコバクターピロリ菌の除菌普及についてです。

ヘリコバクターピロリ菌については、もう随分前から、いろいろなところで胃がんに対しての重要な発生源であるということが知らせてきていました。

北海道議会保健福祉委員会の質問に対して、道側からは、40歳以上の7割を超える方々がヘリコバクターピロリ菌に感染しているとの答弁がされています。このピロリ菌が胃がん発生に関連しているとされています。

今年4月から、胃潰瘍だけでなく慢性胃炎の段階から保険適用でピロリ菌の除菌治療が出来るようになりました。早い段階から除菌をすることが胃がんの発症を防ぐ手段として効果が期待されています。

このことを踏まえて2点についてお聞きします。

1点目、町としてピロリ菌による人体への影響を広く知らせ、検査の重要性や早い段階での除菌治療を呼びかける必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

ヘリコバクター・ピロリ菌に関しては、瀧川議員がだたいま言われましたとおり多くの日本人、特に50歳代以上の年代において感染率が高い傾向にあると言われております。成人にはほとんど感染しないと言われていたことから、幼少期に衛生環境の悪かった中高齢年代が高率に感染している状況と言われております。

感染すると、慢性胃炎、胃及び十二指腸潰瘍、胃がんなどの発生につながる事が報告されております。

ピロリ菌の除菌療法の医療保険適用については、従来から内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者や、早期胃がんに対する内視鏡的治療後の患者等が適応とされておりました。

本年2月には、厚生労働省からピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いの一部改正が通知されまして、内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者が追加で適応とされたところです。

いずれにいたしましても、医療保険適用による除菌に関しましては、内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者のうち、ピロリ感染が疑われる患者で、除菌前の感染診断により陽性であることが確認された者に限られております。胃炎等の症状がある方につきましては、まずは病院等医療機関で受診することが重要だと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ピロリ菌の除菌をすまされた方からの話を聞きますと、本当に除菌した後の体調のよさとか、それから内視鏡で見たときに自分の体の中、食道のほうまでただれていたというような状況も耳にしています。

ですので、早い段階で除菌することが重大な疾患につながっていくというのを防ぐことになっていくと思いますので、今回のこの早い段階からの保険適用ということになったと思います。

二つ目として、一般的には高い確率で感染者がいるということで、本人の自覚症状がなくても感染している可能性があると考えられます。

胃がん検診時に希望する人には、自己負担を設けながら検査を受けられるようにすることが、対策として大切なことだと考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 先ほども申し上げましたが、ピロリ菌に関しては多くの日本人、特に50歳代以上の年代において感染率が高い傾向にあると言われております。

本町では、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づきまして、各種がん検診を巡回による集団検診方式で特定検診と同日に実施しておりますが、胃がん検診については、30歳以上の方を対象として、問診及び胃バリウムエックス線撮影により行っております。

胃がん検診時に希望する人には、検査を受けられるようにしてはということに関してですが、現在のところ、町では胃がん検診とあわせてピロリ菌検査を実施する予定はありません。

参考までに、検診を委託している二つの機関に確認したところ、ピロリ菌検査は実施していないとの報告を受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 北海道の自治体では、既に胃がん検診とあわせて実施、ピロリ菌のその呼気による検査を実施しているところがあるということで、自己負担が500円ということです。これは本当に早期発見につながると考えます。

自覚症状がないということも、本当に重要なことで、自覚症状があってからでは遅いのかなということも考えられます。ですので、ぜひ、その自己負担が500円ということであれば、割合受けやすい検査ということになるのではないかなと思います。

自治体としても、負担していただくっていう部分が出てくると思うのですが、今はその考えはないということですが、いろいろなことから考えあわせて、有効な手段ではないかと思うのですが、今後、検討していかれる方向性というのはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほど福祉部長が答弁したとおりなのですが、今後のことということでございますので、現在のいわゆる胃がんの原因がピロリ菌である。胃がんの大半がピロリ菌の感染によってもたらされている、こういう説が今定説になってきていると聞いております。

したがって、ピロリ菌の除菌によって、胃がんの発生を大幅に抑制できるということでもありますので、今度のピロリ菌感染除菌の保険適用、胃炎の保険適用については、大

変大きな意味があると考えているところであります。

これらの動きにですね、それから先ほど言いましたように、自治体の方でも取り上げているところもありますが、それらの国の動きも注視をしていきたいと思っております。

特に何といっても胃がんの患者を激減させる、そして、そのことによって多くの人々の命が救われる。こういうことの可能性が広がるということでございますので、これらのことを通じて、がんの撲滅に向けてのがん対策についても、一気に加速をしていく、そのようなことになるということも、我々も十分期待をいたしておりますし、それらの方向を今後とも注視をしながら、今後の対応を考えていきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回、ことし4月にそういう医療保険で適用拡大がされたということで、ヘリコバクターピロリ菌についての危険性とかということについて、広報であらためて呼びかけていただくということと、それからピロリ菌の呼気の検査などが、特定健診で導入されるということになりますと、受診率のアップということにもつながるのではないかと思いますので、ぜひ、いい方向へ大きく舵を切っていただいて、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3番目として、生涯学習センター建設への住民意見の反映についてです。

町の第6次総合計画では、数年後に生涯学習センターの建てかえが計画されています。

生涯学習センターは、施設の役割から多くの住民が利用する施設であり、特に交通弱者と呼ばれるお年寄りや子供などの利用が想定されることから、施設の建設にあたっては、利用者の利便性を考慮した場所の選定が重要であると考えます。

また、最近市街地ではシャッターの閉まったままの商店もふえているように見受けられますし、地元商店主や町民などからも市街地活性化に関する意見や要望などを耳にする機会がふえています。

このことから、生涯学習センターの建設に当たっては、市街地活性化の核として利活用すること考えながら広く住民の声、商店の声に耳をかたむけ、施設機能や建設場所を決める必要があると考えますが、町としての考え方をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 瀧川議員の御質問にお答えいたします。

生涯学習センターの建設につきましては、平成22年度から庁内に検討委員会を設け、施設の建設場所、規模、設備機能、そして財源の問題等について検討してきた経過があります。

また今年、町民による仮称生涯学習センター建設検討委員会の設置を予定しております。今定例会でも委員会開催に係る補正予算も計上させていただいているところであります。

この検討委員会の構成につきましては、瀧川議員おっしゃられるように町内の自治会、文化団体、老人クラブ、福祉、商工等の関係者並びに学識経験者など幅広く団体等に依頼し、この委員会の中で施設のあるべき姿、あるいは建設場所や規模などについて十分に議論を積み重ねてまいりたいと考えております。

また、今年度第6次別海町総合計画を見直すに当たりまして、総合政策課において、18歳以上の町民から無作為に抽出した2,500人を対象にアンケート調査を実施しております。現在その集計作業中ではありますが、生涯学習センターの建設につきましても、あ

わせて建設場所、規模及び設備機能などの調査項目を設け、町民の皆さんから意見を伺っております。

この結果については、第6次総合計画の見直し作業の中にも充分反映をさせたいと考えておりますし、生涯学習センターを含む公共施設等に係わる土地利用計画などにも活用していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、総合計画の見直し作業に連動し、生涯学習センターの建設場所や規模、設備等を協議していく予定であります。

なお、建設検討委員会で出された内容につきましては、パブリックコメント等を実施し、町民皆さんの声を最大限くみ取ってまいりたいというふうに考えております。

建設検討委員会での御議論、町民の皆さんからの御意見をしっかり踏まえまして、生涯学習センターの機能や建設場所などを決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回18歳以上の住民、2,500人からアンケート調査をしているということで、それは本当に大変重要なことだと考えますけれども、有識者とか一般の方、商店の方含めて建設の検討委員会も平行して開かれているということなのですが、やはり、特定と言えはおかしいのですけれども、そんなにたくさんの方がその中に参加していけるということではないと思うのですね。

商店の方の思いというのも、たくさんあると思います。これは商店の方は商店の方で、集まった周囲の中にいらっしゃるというようなことで、商店街としてどんなふうに思っているかというようなことは、聞き取り、今後続けていくのか、聞き取りが行われているのかということを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 議員おっしゃるように、数十年に1回の施設であります。

現在、公民館がかなり老朽化して、もう建て直しをしなければならないタイミングになっていますし、当然公民館の機能ですとか、それから生涯学習の部分の機能については当然、考えていかなければなりませんし、先ほどおっしゃいましたように、例えばお年寄りがどこまで歩いていけるのかですね、建てる場所についても十分検討していかなければならない。

生涯学習センターについては、いろいろな機能が必要だと思いますし、当然、公共施設となりますので、例えば災害時の防災施設になったり、避難場所になったりするわけです。それと多機能、機能的なこととでいくと、やっぱり賑わう場所ということになると思いますので、そういった中心となるような施設ということになりますと、本当に生涯学習センター機能だけではなくて、多目的に検討される部分も当然、町民の中から出てくるのかなというふうに認識をしております。

そういったところですね、やっぱり利用される方の目線というか視線から、いろいろとらえていく必要が十分あると思いますし、現在、町の中についても、先ほどおっしゃいましたように、確かに空洞化している部分もありますので、それらのことも含めて教育委員会だけではなくて、町全体の中で、いろいろな議論していく必要があるのかなというふうには認識しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町立別海病院の建てかえの時には、利用している患者さんからアンケートをとったと記憶しているのですが、この生涯学習センターについても、たくさんの方が利用しておられるので、その利用者の方の声も病院のときと同じように取っていく必要があると考えますが、そのようなことは検討されているでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） アンケートの範囲をどこまでにするかというのは、当然あると思うのですが、例えば職種によって、アンケートをしなければならないケース。

例えば商店街の皆さん、それから高齢者であれば、高齢者の団体ですとか、一般の方も含めて、それから、生涯学習の機能であれば、そういったところに携わる方々、利用する方々のほうの内容について把握する必要があると思いますので、いろいろな部分を町のほうと共有しながらですね、アンケートの範囲は広げて進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） さまざま考えながら、生涯学習センターの建設は進められていくと思います。

ぜひ今答弁いただきましたように、たくさんの方の声を取り入れて、建設を進めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前10時から最終日の議会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

御苦労さまでございました。

散会 午前11時55分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員